

座間市指定管理者選定委員会要綱

(設置)

第1条 座間市における公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の候補者の選定を、公正かつ適正に実施するため、座間市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、指定管理者の候補者の選定に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 選定委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 選定委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、指定管理者制度を所管する部の長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員は、指定管理者の指定の申請を行った団体の役員又はこれに準ずる者であるときは、当該指定管理者の候補者の選定について審議に加わることができない。

(選定委員会への付議手続)

第5条 公の施設を所管する課等の長（以下「施設所管課長」という。）は、選定委員会に付すべき事案があるときは、委員長に依頼する。

2 施設所管課長は、前項に基づく依頼に当たって、指定管理者候補者選定依頼書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類の写しを添付し、提出する。

(1) 指定管理者指定申請書（座間市公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例第2条及び同施行規則第2条関係）

(2) 当該施設の指定管理者募集要項又は指定管理提案書に規定する申請に必要な書類

(3) 施設の性質又は目的に応じて定める選定基準（以下「選定基準」という。）

(4) その他、審査に必要な書類

(審議等)

第6条 選定委員会は、施設の設置条例、規則及び選定基準に基づき審議し、その結果を指定管理者候補者選定通知書（第2号様式）にて施設所管課長に通知する。

2 前条第2項に規定する書類を委員に提示するとき及び選定委員会を開催するとき、意思決定の過程における公正性を十分に確保するため、事務局は、提出した者が分からないよう配慮する。

（学識経験者等の意見の聴取）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会の会議に学識経験者等の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

2 前項の規定により会議に出席した学識経験者等は、会議で知りえた事項を他に漏らしてはならない。

（会議の公開等）

第8条 選定委員会の会議は、非公開とする。

2 選定委員会の審査結果は、公表する。

（庶務）

第9条 選定委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年11月13日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年9月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

委 員
副市長
企画財政部長
総務部長
市民部長

委 員
環境経済部長
健康部長
福祉部長
教育部長

(表)

<p>指定管理者候補者選定依頼書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>座間市指定管理者選定委員会委員長 殿</p>	
<p>部 課長</p>	
<p>下記施設について、指定管理者の候補者の選定を依頼します。</p>	
施設名称	
施設所在地	
指定期間	
<p>指定管理者が行う管理運営業務の範囲</p>	
<p>添付書類</p>	

(裏)

申請者			
	法人・団体名	代表者名	所在地
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

第2号様式

指定管理者候補者選定通知書

年 月 日

部 課長 殿

座間市指定管理者選定委員会委員長

下記のとおり指定管理者の候補者を選定したので、通知します。

施設名称		
施設所在地		
指定期間		
指定管理者候補者	法人・団体名	
	代表者名	
	所在地	
備考		